

相 談 事 例

ID : 07-01-024

相談タイトル

桐生市内にある実家が空き家となっておりその対応について

Q：ご相談内容

相談者の実家である住宅が「空き家」になっている（かなり老朽化している状況）。管理もままならないことからなんとか処分をしたいと考えている。

- ・ 空き家内部の残置物の処分に係る補助制度はないか
 - ・ 空き家をそのままの状態でも処分（売却）するにはどうしたらよいか
 - ・ 解体をするにあたって補助制度はないか
 - ・ 空き家バンクに登録すれば処分できるのか
- 良い方法を教えてほしい。

A：回答

空き家に対する補助制度については、各自治体で支援の制度を整備しているため、詳しくは、最寄りの市町村に問い合わせてください。
なお、空き家内部の残置物の処分に係る補助制度や解体工事に係る費用に対する補助制度については、市町村ごとに補助制度の対象項目が異なりますので、詳しくは市町村の担当課へ問合せしてください。（県内全ての市町村で補助制度を備えているものではありません）空き家バンクに登録すれば処分できるかとのお問い合わせについては、かなり老朽化しているとすると、その売却条件にもよりますが、バンクに登録すれば必ず処分できるとはいえません。売却をお考えであれば、まずは地元の不動産業者に相談されることも必要と思います。